

れいわ ねん がつ にち
令和 7 年 7 月 17 日

ほ べ しや さま
保 護 者 様

おおさかしきょういくいいんかい
大阪 市 教 育 委 員 会

きょうしよくいん しぶつ き き ようじじどうせいと さつえい
教 職 員 の私物デジタル機器による幼児児童生徒の撮影について

へいそ より、ほんしきょういく すいしん りかい きょうりよく たまわ
平素より、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、ほうどう にもございますように、たとし において、きょうし じどうせいととう とうさつ がぞう
などを SNS 上 のきょうし かん グループで きょうゆう たいほ じあん ほごしや みなさま
共有し逮捕された事案があり、保護者の皆様には
ごしんぱい をおかけしていることとぞん じます。

このたび、たとし において はっせい たびかさ きょうし じどうせいと たい せいぼうりよくとう
の事案を受け、もんぶかがくしやう より「じどうせいとせいぼうりよくとう ぼうしとう かん きょうし ふくむきりつ
の確保の徹底について」のつうち 通知がございました。

つうち には、「きょうし じん とう してき たんまつ じどうせいととう さつえい
通知には、「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することの
ないよう、また、がっこうしよくとう たんまつ さつえい ばあい じどうせいととう がぞう かんり
しよく きよか がっこうがい も だ てつてい ひつよう たいおう
職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底していくことが必要」とのたいおう
指示されております。

これまで本市においては、ほんし おおさかしりつがっこうえん さつえい もくてき きき
運用ガイドライン」をさくてい こうえんちやう げんじゅう かんり うんよう おこな
いりました。しかしながら、こんかい つうち う かい いてい こんご
がっこうえん たいよ びひん ききがい しやう きょうしよくいん ようじじどうせいと
学校園から貸与された備品のデジタル機器以外を使用した教職員による幼児児童生徒
のさつえい おこな 撮影は行わないことといたしました。

つきましては、がっこうえん おおさかしりつがっこうえん じやうほうはつしんとう どうよう
時間帯や頻度では更新ができない場合があることをご承知ください。

ほんし ひ つづ きょうしよくいん ふくむきりつ かくほ てつてい おこな
本市といたしましては、引き続き、教職員の服務規律の確保の徹底を行ってまいり
ます。

なにとぞ りかい きょうりよく たまわ ねが もう
何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。